

佐賀の未来の医療を担う医学部新入生について

1 自治医科大学医学部医学科について

【大学設立目的】

医療に恵まれないへき地等における医療の確保及び向上と地域住民の福祉の増進を図るために、昭和 47（1972）年に全国の都道府県が共同して設立した大学（栃木県に所在）
へき地等の地域の医療に進んで貢献する気概と高度な臨床能力を有し、離島診療所等で勤務する医師を育成することを目的に、都道府県ごとに 2 名または 3 名の入学枠が設定
なお、各都道府県は、運営費として年 127,000 千円の負担金を支出

【自治医科大学修学資金貸与制度】

大学が学生全員に対して、在学期間中修学資金を貸与（6 年間合計 23,000 千円）し、卒業後所定の期間（貸与期間の 1.5 倍、9 年間）、都道府県知事が指定する公立病院や離島診療所等に一定期間勤務した場合、その返還を免除

2 佐賀大学及び長崎大学医学部医学科の入試枠について

【入試枠の設定目的】

県民に必要な医療を提供するため、特定の診療科等に勤務する医師を育成することを目的に、佐賀大学（10 名）及び長崎大学（2 名）に入試枠を設定
(入試枠の名称等)

- ・佐賀大学医学部医学科佐賀県推薦入学特別選抜（平成 20 年度入学者から開始）
- ・長崎大学医学部医学科学校推薦型選抜 II-C 佐賀県枠（平成 22 年度入学者から開始）

【佐賀県医師修学資金貸与制度】

上記の入試枠入学者に対して、佐賀県は 6 年間修学資金（合計 765 万円）を貸与し、卒業後は佐賀県内の基幹型臨床研修病院における 2 年間の臨床研修（佐賀県内の基幹型臨床研修病院が設ける研修プログラムに限る）を含む 9 年間、佐賀県内の医療機関において医療活動に従事（臨床研修後は、キャリア形成プログラムに基づき、指定診療科（産婦人科、小児科、救急科、麻酔科、内科、外科、脳神経外科、総合診療）の医師として佐賀県内の公立病院等に勤務）した場合、その返還を免除